

福祉サービス第三者評価事業の標準的な流れ及び料金

特別養護老人ホーム 100人定員の場合

事業の標準的な流れ

順序	業務内容	期間	備考
1	サービス事業者に評価方法等実施方針の説明・契約(1)	3日間	
2	利用者調査(2)・事業評価(自己評価・職員調査)(3)の記入依頼	14日間	サービス事業者に調査票配布依頼
3	評価者による利用者調査・自己評価・職員調査の集計・分析・訪問調査日程調整	14日間	
4	サービス事業者訪問調査	1～2日間(4)	評価者複数で訪問原則として1日間
5	評価者による結果のとりまとめ	14日間	
6	サービス事業者に評価結果の報告(報告者を派遣)	1日間	評価結果を事前送付
7	東京都福祉サービス推進機構に評価結果を提出	1日間	
8	サービス事業者の日常業務へのフィードバックへの相談・支援	適時	
9	その他 5		

- 1 評価方法等の説明は施設職員・利用者・家族等に趣旨や方法を説明します。
- 2 利用者調査は標準的にはアンケート調査や面接による聴き取り調査です。
- 3 事業評価は職員による自己評価ですが全員にお願いします。
- 4 夜間も含みます。
- 5 1～8以外のサービス、評価方法をご希望の場合は相談ください。

料金(評価費用)

- 1 特別養護老人ホーム、100人定員規模の場合は約60万円です。
60人定員規模の場合は約50万円です。

なお、規模、遠隔地等の状況や評価事項の追加等により異なります。
事業所毎に見積もりをしますのでご相談ください。(無料)